

奈良県告示第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和七年九月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町大字宮古四七一―一
〃	吉村 三男	京都市北区新町通鞍馬口下る上清蔵口町一三八
〃	西川 達也	大和高田市磯野町二三―一
〃	上村 孝仁	御所市大字池之内四四四―三
〃	吉川 賀偉	〃 大字多田三四四―一
〃	岡山 正博	葛城市南藤井一〇―一
〃	橋本 佳三	〃 當麻一八六
〃	吉村 増雄	香芝市北今市七丁目三〇〇―一
〃	吉田 耕治	北葛城郡広陵町大字古寺五五一―三
〃	竹島 成佳	〃 上牧町大字上牧一二九二―二
〃	片川 孝一	高市郡高取町大字寺崎八〇三―一
〃	安田 宗義	橿原市東坊城町八九〇―一
〃	米田 忠夫	〃 田中町五二二―一
〃	島岡 秀次郎	桜井市大字草川九五
〃	古川 信賢	磯城郡三宅町大字但馬四八
〃	松井 義憲	天理市檜垣町一七六
〃	藏本 純次	〃 庵治町五七四―一
〃	宮田 庄一	大和郡山市小南町二三三
〃	吉田 裕史	〃 馬司町一〇五四
監事	吉田 進亮	北葛城郡王寺町本町一丁目一三一―八
〃	池西 一男	天理市勾田町三三三
〃	川端 誠良	〃 川原城町二六〇
〃	宮橋 真二	橿原市今井町四丁目五一―五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町大字宮古四七一―一
〃	吉村 三男	京都市北区新町通鞍馬口下る上清蔵口町二三八
〃	栗山 ゆかり	葛城市中戸一五六
〃	松尾 佐知子	和歌山県岩出市宮一〇〇―一
〃	西川 達也	大和高田市礪野町二三―一
〃	潮田 訓良	御所市七九六番地
〃	西川 和久	〃 大字櫛羅七四〇
〃	岡山 正博	葛城市南藤井一〇一
〃	高橋 叔生	〃 加守一一〇四
〃	吉村 増雄	香芝市北今市七丁目三〇〇―一
〃	吉田 耕治	北葛城郡広陵町大字古寺五五一―三
〃	福西 誠	〃 河合町大字城内五〇四
〃	関本 秀実	高市郡明日香村大字奥山八六一―三
〃	北吉 温能	橿原市木之本町二三七
〃	安田 宗義	〃 東坊城町八九〇―一
〃	辻 一夫	磯城郡田原本町大字法貴寺一六六二―一
〃	福山 臣尾	〃 川西町大字唐院二五〇
〃	松井 義憲	天理市檜垣町一七六
〃	藏本 純次	〃 庵治町五七四―一
〃	飯田 喜代視	大和郡山口市上三橋町二〇一
〃	吉田 裕史	〃 馬司町一〇五四
監事	川端 誠良	天理市川原城町二六〇
〃	岡本 諭	大和高田市大字大谷二七六
〃	片川 孝一	高市郡高取町大字寺崎八〇三―一
〃	宮橋 真二	橿原市今井町四丁目五―五